

「経済連携協定（EPA）利用に係るアンケート」調査結果

発効済 EPA の利活用促進を図る観点から、財務省関税局と共同で事業者のニーズ把握を目的としたアンケートを実施（本年 8/29-10/1）しました。アンケート調査にご協力を頂きました事業者の皆様には深く感謝申し上げます。

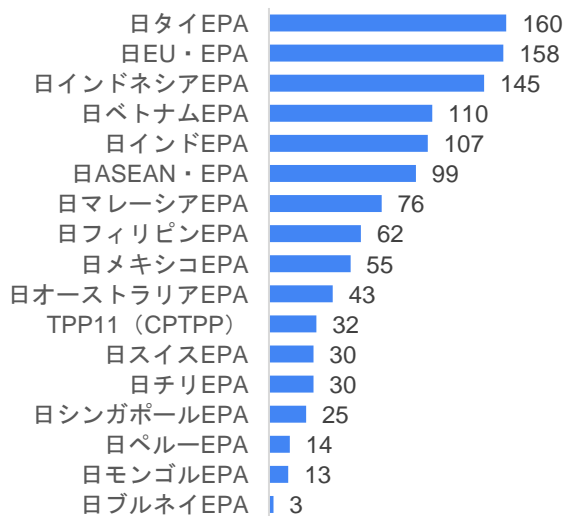
この度、アンケート調査結果の概要を以下のとおり取り纏めましたので皆様の業務の参考としていただければ幸いです。

○回答者数：※複数回答可

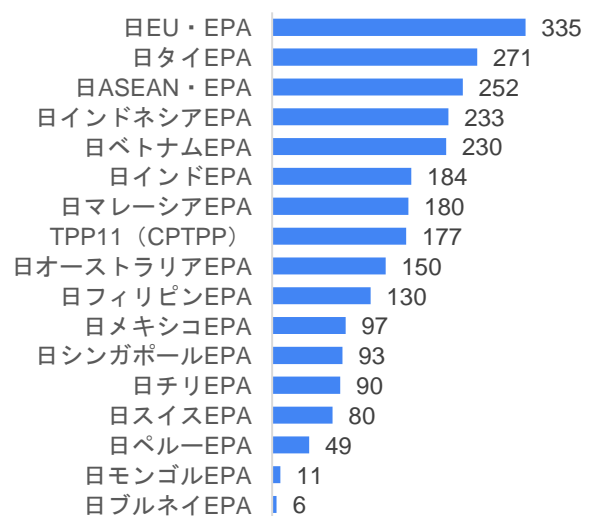
984（運輸・倉庫業 411、製造業 295、その他（通関業、コンサル等） 206、商業・商社 135、団体 14、金融業 3）

○EPA の利用状況 ※複数回答可

【輸出】



【輸入】

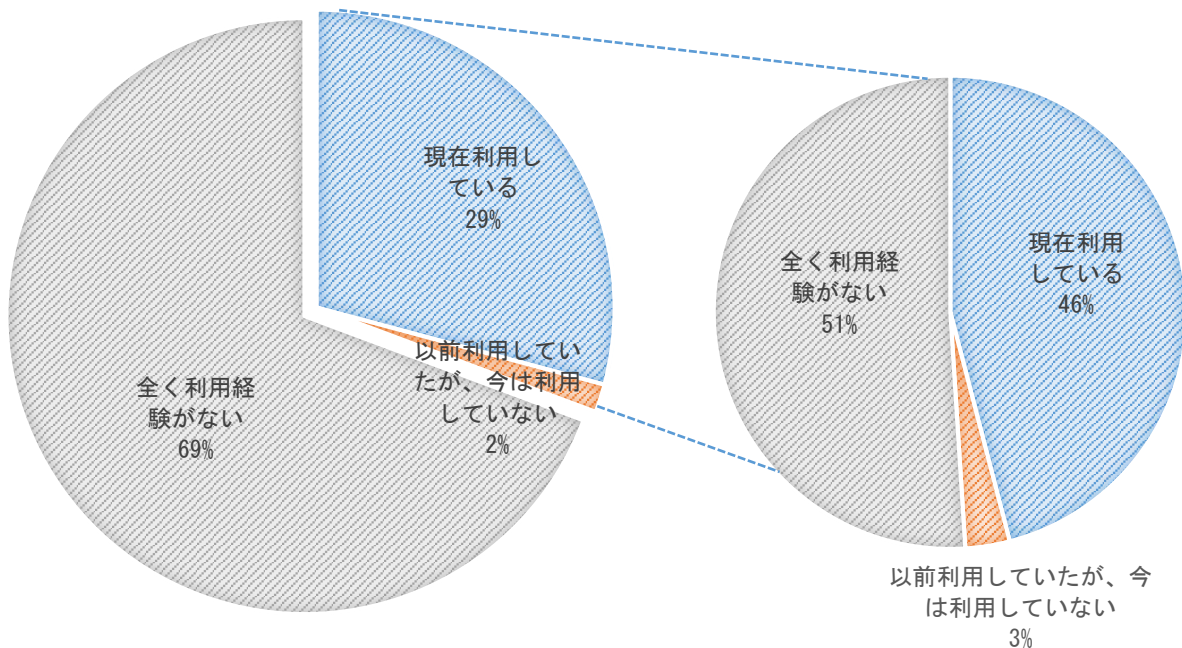


OEPA の利用者割合、自己申告制度の利用者割合

【輸出】

(EPA 利用者割合)

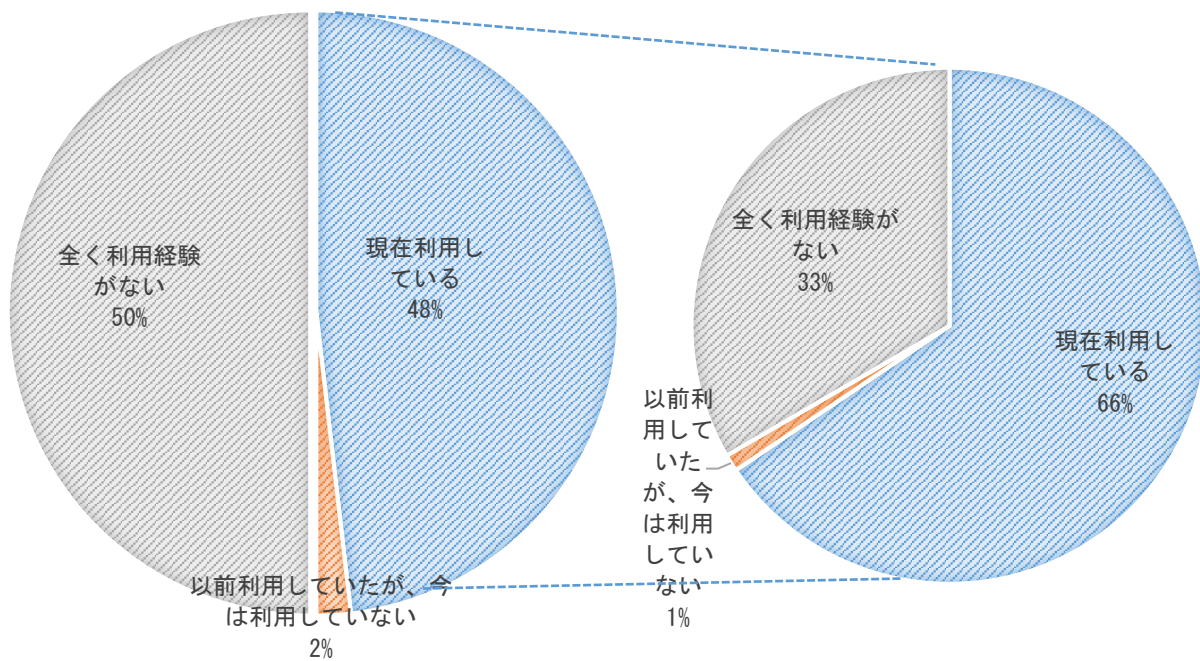
(自己申告制度の利用者割合)



【輸入】

(EPA 利用者割合)

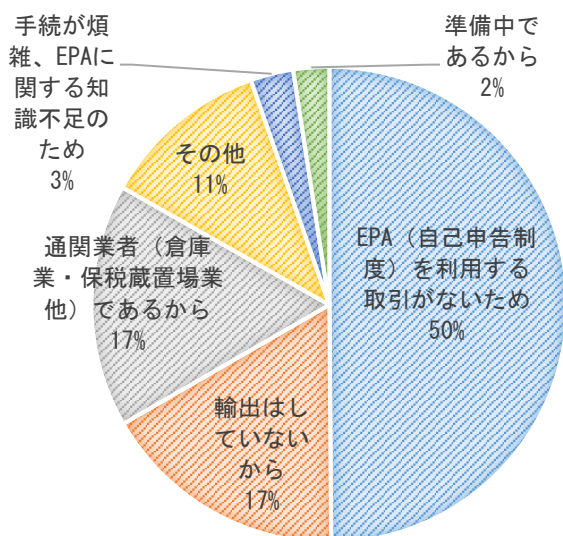
(自己申告制度の利用者割合)



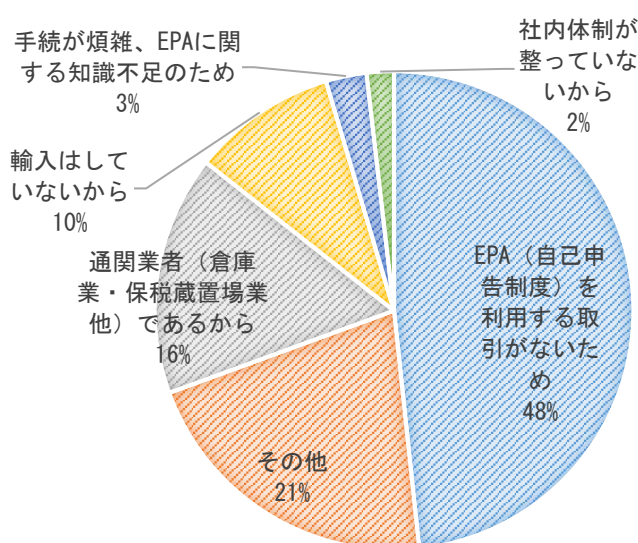
○自己申告制度の利用について

(「全く利用経験がない」理由) ※複数回答可

【輸出】



【輸入】



(自己申告制度の利用で困ったこと)

① 書類・エビデンスの入手

- ・生産者、輸出者の原産地基準に関する理解度が低く、原産品であることを確認する為の書類が入手困難。
- ・作成にリスクと手間が掛かり、負担が大きい。

② 事後確認（検認）・社内の体制

- ・事後確認制度がどのように実施されるのか不安。
- ・輸出者の自己申告においては輸入後の調査で否認される可能性があり、輸入者の理解度やリスク認知に不安。
- ・輸入国税関からの検認に耐えられる根拠書類の内容が不明確。
- ・多数の営業部門を持つため、将来の検認に対応するための文書管理が難しい。
- ・(日 EU・EPA) EU 側からの特別な要求（都度 Invoice に判定結果と該当 HS コード・汎用品名を記載）。
- ・(日 EU・EPA) INVOICE 等の商業書類に宣誓文を記載するが、生産者と輸出者が違う場合、生産者の証明が EU で認められない。
- ・社内に EPA を管轄する部署がなく、社内体制が整っていない。

③ 関税分類

- ・それぞれの商品ごとに HS コードを調べなければならず、手間と時間を要する。
- ・相手国と税番の解釈が違うことがある。

④ 税関 HP について（記載要領等）

- ・日 EU・EPA で、税関ホームページにある記載事例が少ない。
- ・作成要領がわかりにくい。

⑤ 日本税関の対応・相談窓口

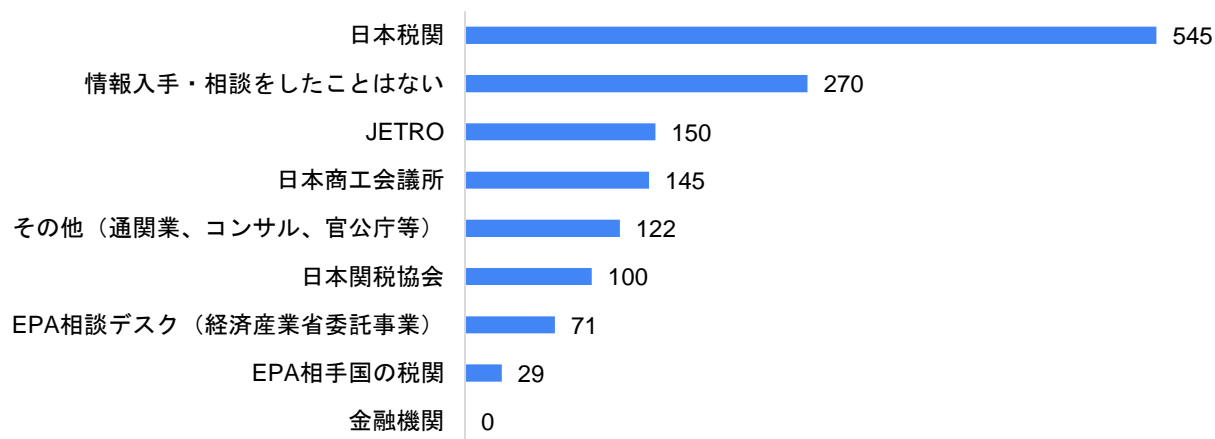
- ・税関から求められる補助資料が申告官署によって異なる。
- ・記載内容が有効かを確認・相談する機関がなく、申請後に税関から否認されないか不安。

⑥ その他

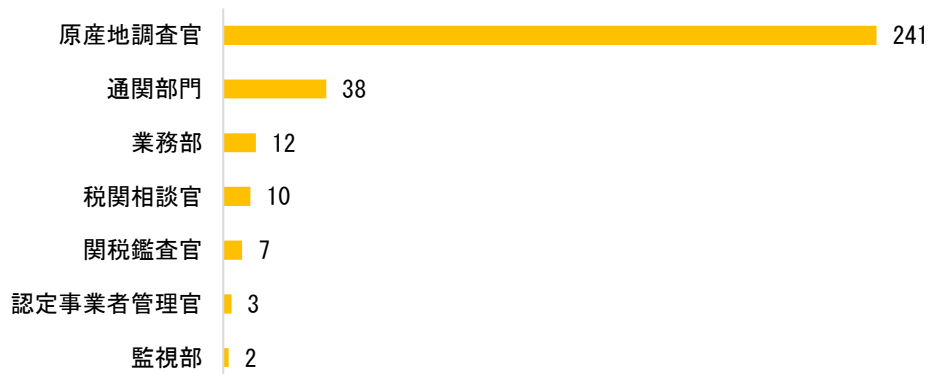
- ・ 輸入者が輸出者に無断で自己申告するリスク。
- ・ 不確定要素がある場合、原産性の確からしさを公的に確認する方法がない。

OEPA 利用に係る税関手続の情報入手・相談先 ※複数回答可

(機関別)

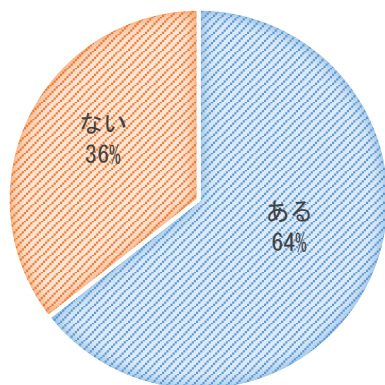


(日本税関 部署別)

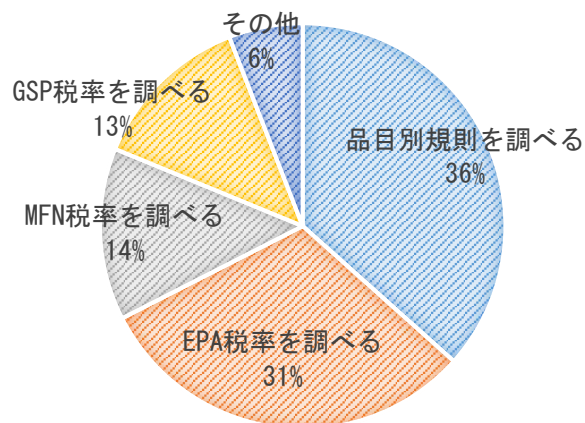


○税関 HP について

【閲覧】

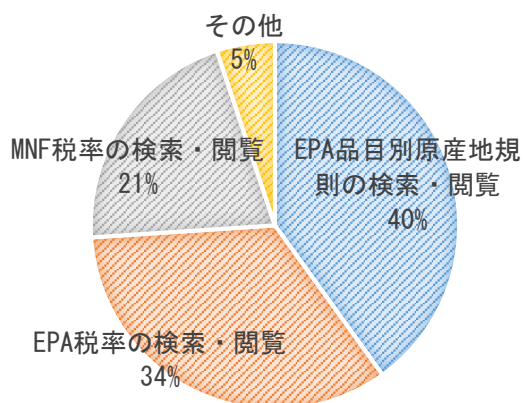


【利用目的】 ※複数回答可

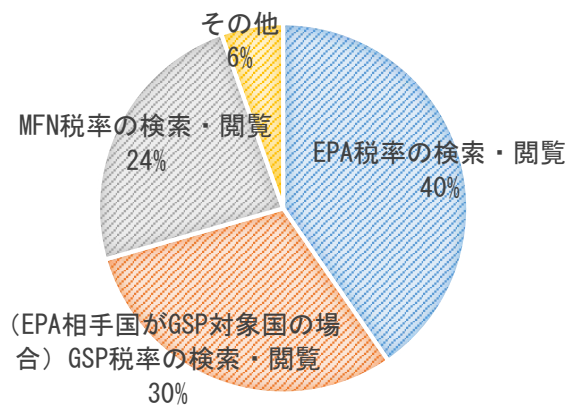


【税関 HP にあれば有用と考える情報・機能】 ※複数回答可

(輸出面)



(輸入面)



(参考1) 「その他」の内訳

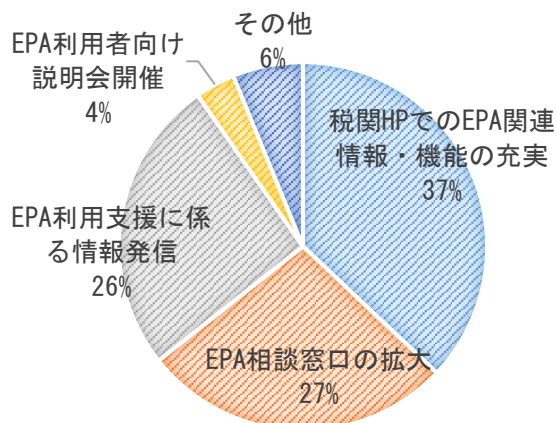
① 原産地規則

- ・ 具体的な適用事例や記載実績を閲覧できる機能。
- ・ EPA 利用にあたってのトラブル実例集等。
- ・ 申告書 (宣誓書)、明細書などの様々な製品、根拠の沢山の例文、テンプレート。

② 関税分類

- ・ EPA 相手国の税率を検索できる機能。
- ・ 変更を経た HS が増加し、トレースが困難なため、現在の HS と協定年度の HS のマッチング or 現在の HS から税率、規則を検索できる機能。

OEPA 利用促進について、日本税関に期待すること ※複数回答可



(参考2) 「その他」の内訳

① 通関手続の簡素化

- ・自己申告制度の簡素化、制度の概要見直し。
- ・輸出における自己申告の事前教示の実施。
- ・日本側が指定した HS での原産地証明書発給の有効化。
- ・AEO 輸入者による申告時の自己証明資料の簡素化。

② 検認

- ・原産地の税関検認に関する情報公開。
- ・検認実績の公表、実務的対応に関するガイドライン（生産者回答の受入を含む）。

③ 説明会・セミナー

- ・海外輸出者に向けた説明会。
- ・品目分類セミナーの開催。頻度の向上。

④ 相談窓口の拡大

- ・税関内に EPA 相談窓口（事前教示ではない）の設置。
- ・原産地調査官に相談する際、税関を訪問することなく、メールで回答をもらうシステム。

⑤ 情報発信・税関 HP の充実

- ・日本のみならず 3 国間同士の FTA に関する情報発信。（原産地基準・積送基準等）。
- ・EPA に関する相談にかかる FAQ、EPA の非違事例等の公表。
- ・輸出相手国の情報（税率、原産地規則、注意点等）の掲載。
- ・日 EU・EPA での運用事例（承認・否認・EU 側税関依頼に基づく検査等）の紹介。
- ・輸入者が作成する書類のフォームもエクセルで提供。
- ・日米貿易交渉における利用者向け説明会の開催及び税関 HP の情報・機能の充実。

(以上)